

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌条例

〔平成 19 年 1 月 17 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 3 号

（事務局等の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 158 条第 1 項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置き、事務局に次の課を置く。

総務企画課

資格管理課

給付課

（事務分掌）

第 2 条 課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 職員の人事、給与、服務等に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会に関すること。
- (4) 広域連合の事務の総合調整及び企画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しないこと。

資格管理課

- (1) 被保険者の資格の管理に関すること。
- (2) 保険料に関すること。
- (3) 後期高齢者医療制度の施行に関すること（前 2 号に掲げる事務に関するものに限る。）。

給付課

- (1) 後期高齢者医療給付に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) 後期高齢者医療制度の施行に関すること（前 2 号に掲げる事項に関するものに限る。）。

第 3 条 事務局の事務を分掌させるため、第 1 条に定めるもののほか、規則の定めるところにより、必要な組織を置くことができる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、事務局の事務分掌に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。